

各種団体の統廃合について

1 都市内分権推進計画における各種団体の統廃合について

【都市内分権推進計画(12P)】から抜粋

- 1 各種団体の統廃合については、従来から分野別に活動している団体のうち、類似の目的を持った団体について、当該団体と協議を行いながら統廃合すること。
- 2 各地区に住民自治協議会が設置され、団体の業務を住民自治協議会で担った場合、当該団体を住民自治協議会へ統合すること。

2 現状及び課題

- 1 既に、都市内分権推進室での調査で、類似目的で統合が可能と考えられていた青少年育成分野及び選挙事務分野などの団体についても、専門部会での意見や事務局で再確認する中で、**現状においては、早期の統廃合の合意はむずかしい。**
- 2 住民自治協議会は、既存各種団体のネットワーク及び相互補完により構成されることとしていることから、各種団体が住民自治協議会の構成員となることで、必然的に活動の担い手が確保されることになる。
一方、**各種団体の統廃合は、住民自治協議会における活動の担い手を失う可能性がある。**
- 3 団体を統廃合した場合であっても、当該団体へ依頼する事務事業をそのまま住民自治協議会等へ移行するのであれば、**地区全体が抱える負担は、現状のまま変わらない。**

3 今後の対応について

- 1 地区全体の抱える負担軽減の観点からも、市からの**依頼事務を見直すことが、まず必要**である。
この見直しの過程において、統廃合可能な場合は、見直しを行っていく。
- 2 現状において、早期の各種団体の統廃合の合意がむずかしい中、**各種団体が住民自治協議会の構成団体となり、住民自治協議会を運営することが現実的**である。
- 3 各種団体の統廃合は、各地区に設立される住民自治協議会の活動を通じ、**地区（地域）の実情に応じた住民の意向を十分に尊重する。**